

(施策の提案)

第23条 府民及び食品関連事業者は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

食の安心・安全の確保に関する府の施策について、策定・改善・廃止の提案を府民が行うことができることを明らかにしています。

(解説)

食の安心・安全の確保に関する府の施策については、第25条に規定する「京都府食の安心・安全審議会」が、施策の評価や提案等を行うことにしています。

併せて、本条により府民一人ひとりが食の安心・安全のための施策に積極的に関与できることを規定しています。

提案の対象となる施策としては、京都府の事務（自治事務、法定受託事務の別を問わない。）として行うべき又は行っている各種の行政施策です。ただし、国の機関が直接行っている施策、他の都道府県が行っている施策、府内の市町村（京都市を含む。）が補助金など府の関与を受けることなく独自に行っている施策は対象にはなりません。

提案の処理手続として、提案者に検討結果を通知することになっています。

なお、提出する書類の様式など細部については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則に定めています。